



1/20

特定非営利活動法人 ハートピー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハートピーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区東中野4丁目10番地3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、心身の障害を持つ子どもおよびその家族に対し、従来の日本のリハビリテーションにはない、家族と地域のボランティアが協力して行うことで高い機能回復の効果をあげる、英国のブレインウェイブ法を導入し、その訓練プログラム作成と普及および訓練支援事業を通して総合的社会ケア体制作りを推進し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害を持つ人とその家族に対する機能回復訓練の指導事業
- (2) 機能回復訓練士の育成事業
- (3) 機能回復訓練に関わるボランティアへの支援事業
- (4) 機能回復訓練法および訓練機器の普及促進、啓発事業

- (5) 機能回復訓練およびその技術に関わる講演、研修および教育事業
- (6) 心身障害児の療育・発達に関わる指導相談事業
- (7) 心身障害児者の就労の場の開設、運営事業
- (8) 健康および心身の障害に関わる調査・研究およびその成果の情報提供事業
- (9) 機能回復訓練およびその技術に関わる書籍または音楽等の著作物の企画・制作
および啓蒙事業
- (10) 心身障害児とボランティアの相互交流事業
- (11) 国内外の関係団体との交流および協力事業
- (12) その他前各号の活動を行なうに必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する団体

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の入会申込者があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 賛助会員の入会は、理事会が別に規則において定める。
- 5 理事長は、第2項のものの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする団体は、理事会が別に定める入会金および会費を納入することによって会員となることができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 除名されたとき。

2 賛助会員の、資格の喪失は理事会が別に規則において定める。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 正会員が、継続して1年以上会費を滞納したとき、理事会の議決を経て、これを退会させることができる。

3 賛助会員の退会は、理事会が別に規則において定める。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上7人以内

(2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期途中においても、理事長が別に定める辞任届を提出し、理事長がこれを受理することにより、辞任することができる。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支予算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 理事の二分の一以上、または正会員総数の三分の一以上から会議の目的を記載

した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから30日以内に会議を招集しないときは、請求をした者またはその代表者は会議を招集できる。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または機関紙等により、開催の日の7日以前に招集通知を発信しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、これを構成する正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決または委任した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合はその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の二分の一以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。ただし、この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから30日以内に会議を招集しないときは、請求をした者またはその代表者は会議を招集できる。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面

または機関紙等により、開催の日の7日以前に招集通知を発信しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決または委任した理事は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者または表決委任者がある場合はその数およびその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押

印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第7章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年の12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た事業報告書等は、前年の役員であったものの名簿、前年の役員のうち報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の四分の一以上が出席した総会において、出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経なければならない。

らない。また、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の一以上が出席した総会において、出席した正会員の四分の三以上の議決を経なければならない。また、所轄庁の認証を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって議決された法第11条第3項に定める者に寄付するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の四分の一以上が出席した総会において、出席した正会員の四分の三以上の議決を経なければならない。また、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長および職員の任免は、理事長が行なう。

(組織および運営)

第59条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この法人の、設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	なし	年会費	2,000円
(2) 賛助会員	入会金	なし	年会費	50,000円

別 表

設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	小野瀬 健一
副理事長	有元 竜二
理事	中村 保幸
理事	金森 和雄
監事	小川 光

以上が特定非営利活動法人ハートピーの定款である。

東京都杉並区荻窪3丁目47番17-703号

特定非営利活動法人 ハートピー

理事 小野瀬 健一

